２／５（木）の発表

報道発表資料の配付日時　令和８年（2026年）２月５日（木）１５時００分

発　表　項　目 （行　事　名）	滝川保健所管内におけるインフルエンザ注意報の発令について
概　　要	滝川保健所管内（※）において、インフルエンザ注意報を発令しましたので、お知らせします。 ※　滝川保健所管内・・・ 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
参　　考	○注意報・警報発令状況 令和７年11月６日付け（令和７年第44週）で発令したインフルエンザ警報が終息した後、再び定点医療機関を受診した患者数が増加したことに伴う、今年度１回目の注意報発令となります。 なお、直近の注意報・警報の発令状況は次のとおりです。 ・注意報・・・令和６年３月７日付け発令（令和６年第９週） ・警　報・・・令和７年11月６日付け発令（令和７年第44週） ○他疾病の注意報・警報の発令状況 他疾病において、水痘についても警報発令となります。

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担　　当 （連絡先）	北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所） （次長　片岡　厚宏） ＴＥＬ　0125－24－6201　内線　6－490－3－11

インフルエンザの流行について（注意報）

令和８年２月５日（木）15 時 00 分

北海道滝川保健所
電 話：０１２５－２４－６２０１

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第５週（令和８年１月 26 日～2 月 1 日）において、滝川保健所管内（※）の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準である 10 人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、滝川保健所管内（※）において今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いので、感染予防に努めるようお願いします。

※滝川保健所管内・・・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

記

１　定点医療機関あたりの患者報告数（第５週速報値）

区分	滝川保健所	全　道	全　国
定点あたり患者数	10.50 人	－	－

２　対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

３　参考

（１）最近５週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第１週 (12/29～1/4)	第２週 (1/5～1/11)	第３週 (1/12～1/18)	第４週 (1/19～1/25)	第５週※ (1/26～2/1)
滝川保健所	64(16.00)	23(5.75)	8(2.00)	18(4.50)	42(10.50)
全　道	1,095(7.55)	725(4.34)	748(4.45)	989(5.89)	－(－)
全　国	33,240(10.35)	40,103(10.55)	43,027(11.33)	－(－)	－(－)

※第５週の患者報告数は速報値

第４週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

（２）インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令します。

①　インフルエンザ注意報

流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

注意報	基準値
定点あたり患者数（人）	10

②　インフルエンザ警報

大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	30	10

２／５（木）の発表

報道発表資料の配付日時　令和８年（2026年）２月５日（木）１５時００分

発　表　項　目 （行　事　名）	滝川保健所管内における水痘警報の発令について
概　　要	滝川保健所管内（※）において、水痘警報を発令しましたので、お知らせします。 ※　滝川保健所管内・・・ 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
参　　考	○注意報・警報発令状況 今年度２回目の警報発令となります。 なお、直近の注意報・警報発令は次のとおりです。 ・注意報・・・令和７年12月11日付け発令（令和７年第49週） ・警　報・・・令和７年５月22日付け発令（令和７年第20週） ○他疾病の注意報・警報の発令状況 他疾病において、インフルエンザについても注意報発令となります。

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担　　当 （連絡先）	北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所） （次長　片岡　厚宏） ＴＥＬ　0125－24－6201　内線　6－490－3－11

水痘の流行について（警報）

令和８年２月５日（木）15時00分

北海道滝川保健所
電 話：０１２５－２４－６２０１

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第５週（令和８年１月26日～2月１日）において、滝川保健所管内（※）の定点あたりの水痘患者報告数が、警報基準である２人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、滝川保健所管内（※）において大きな流行が発生しつつありますので、感染予防に努めるようお願いします。

※滝川保健所管内・・・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

記

１　水痘の予防

水痘の原因病原体である水痘－帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、１回の接種により重症化を、２回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

２　水痘とは

水痘は、水痘－帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約２週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

３　その他

（１）最近５週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第１週 (12/29～1/4)	第２週 (1/5～1/11)	第３週 (1/12～1/18)	第４週 (1/19～1/25)	第５週※ (1/26～2/1)
滝川保健所	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	1(0.50)	8(4.00)
全　道	38(0.46)	89(0.88)	52(0.51)	63(0.62)	－（　－　）
全　国	494(0.25)	1,311(0.57)	715(0.31)	－（　－　）	－（　－　）

※第５週の患者報告数は速報値

第４週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

（２）水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令します。

①　水痘注意報

流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

注意報	基準値
定点あたり患者数（人）	1

②　水痘警報

大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1

２／５（木）の発表

報道発表資料の配付日時　令和８年（2026年）２月５日（木）１５時００分

発　表　項　目 （行　事　名）	深川保健所管内における水痘注意報の発令について
概　　要	深川保健所管内（※）において、水痘注意報を発令しましたので、お知らせします。 ※　深川保健所管内・・・ 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
参　　考	○注意報・警報発令状況 今年度３度目の注意報発令となります。 なお、直近の注意報・警報発令は次のとおりです。 ・注意報・・・令和７年７月24日付け発令（令和７年第29週） ・警　報・・・令和７年５月22日付け発令（令和７年第20週） ○他疾病の注意報・警報の発令状況 他疾病において、令和８年１月22日付けで発令したインフルエンザ注意報は継続中です。

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担　　当 （連絡先）	北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所） （健康推進課長　佐藤　一美） ＴＥＬ　0164－22－1421　内線　6－493－3

水痘の流行について（注意報）

令和８年２月５日（木）15時00分

北海道深川保健所
電 話：０１６４－２２－１４２１

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第５週（令和８年１月26日～２月１日）において、深川保健所管内（※）の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である１人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、深川保健所管内（※）において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

※深川保健所管内・・・深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町

記

１　水痘の予防

水痘の原因病原体である水痘－帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、１回の接種により重症化を、２回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

２　水痘とは

水痘は、水痘－帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約２週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

３　その他

（１）最近５週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	令和８年第１週 (12/29～1/4)	令和８年第２週 (1/5～1/11)	令和８年第３週 (1/12～1/18)	令和８年第４週 (1/19～1/25)	令和８年第５週※ (1/26～2/1)
深川保健所	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)
全　道	38(0.46)	89(0.88)	52(0.51)	63(0.62)	－（　－　）
全　国	494(0.25)	1,311(0.57)	715(0.31)	－（　－　）	－（　－　）

※第５週の患者報告数は速報値
第４週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる
(URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

（２）水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令します。

①　水痘注意報

流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

注意報	基準値
定点あたり患者数（人）	1

②　水痘警報

大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1